

施策体系

【目標】

【施策】

I 気づく

1. 男女共同参画社会像の共有

- (1) 広報・啓発活動の展開
- (2) 情報の収集・提供及び実態調査・研究

2. 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

- (1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進
- (2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進

3. 人権が尊重される社会基盤の確立

- (1) 人権を理解し尊重する意識の確立
- (2) メディアにおける人権尊重の徹底
- (3) 人権に関する相談窓口・救済体制の整備

II 参画する

4. 政策・方針決定過程への女性参画の推進

- (1) 政治への女性参画の推進
- (2) 行政機関における女性参画の推進

5. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 就業能力の開発と就職支援
- (2) 働きたい人への均等な雇用機会と待遇の確保
- (3) 継続して働ける雇用環境の整備
- (4) 職業能力の開発と能力に応じた登用

6. 男女のワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 介護・看護・介助者支援の充実

7. 商工業、農林水産業等の自営業における男女共同参画の推進

- (1) 意識改革と方針決定過程、経営への女性参画の推進
- (2) 女性が住みやすく、働きやすい環境づくり

8. 地域・防災・環境、その他の分野における男女共同参画の推進

- (1) 地域の活動における男女共同参画の基盤づくりと推進
- (2) 男女共同参画の視点からの防災体制の確立
- (3) 男女共同参画の視点にたった環境問題への取り組み

III 自立する

9. 男性にとっての男女共同参画

- (1) 男性の意識改革への取り組み
- (2) 男性の生活・自立能力を高める取り組み
- (3) 男性の心身の健康づくり

10. 男女の自立に向けた力を高める取り組み

- (1) 生活困窮者等への自立支援
- (2) 高齢者の自立支援
- (3) 障がい者の自立支援
- (4) 外国人の自立支援

11. 女性に対するあらゆる暴力の根絶（丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画）

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) 相談体制の拡充、整備
- (3) 被害者の自立支援

12. 生涯を通じた女性の健康支援

- (1) 性差に配慮した健康づくり
- (2) 女性の生涯にわたる健康づくりへの支援
- (3) 妊娠・出産等に関する健康支援